◇官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二八二号）
（経済産業省）

一　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正関係

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二七年法律第五七号。以下「改正法」という。）の施行に伴う項の移動について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正関係

1　改正法による改正後の独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成一四年法律第一四七号。以下「改正機構法」という。）第二六条の二第一項の規定により主務大臣から内閣総理大臣に委任される立入検査の権限の対象を定めることとした。（第一九条関係）

2　改正機構法第二六条の二第三項の規定により金融庁長官に委任された権限を関東財務局長等に委任することとした。（第二〇条関係）

三　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正関係

改正法による改正後の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成一九年法律第三九号。）第一四条第一項及び第二項の規定による地域団体商標の登録料等の軽減について、その手続及び軽減額を定めることとした。（第三条及び第四条関係）

四　中小企業信用保険法施行令の一部改正関係

改正法の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第二条関係）

五　法人税法施行令の一部改正関係

改正法の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第五条関係）

六　施行期日

この政令は、改正法の施行の日（平成二七年八月一〇日）から施行することとした。ただし、第二条の規定は、同年一〇月一日から施行することとした。

◇日本銀行法施行令の一部を改正する政令（政令第二八三号）（財務省）

1　日本銀行が行う金融調節事項を議事とする政策委員会の会議について、常例としなければならない招集の回数を改めることとした。（第九条第一項関係）

2　この政令は、平成二八年一月一日から施行することとした。

◇外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第二八四号）（経済産業省）

一　外国為替令の一部改正関係

芳香族ポリアミド繊維の製造に係る技術の提供について経済産業大臣の許可を要しないものとすること等所要の規定の整備を行うこととした。（別表関係）

二　輸出貿易管理令の一部改正関係

1　経済産業大臣の輸出の許可を要する貨物として、推進薬の制御装置に用いられるガスタービン等を追加する等所要の規定の整備を行うこととした。（別表第一関係）

2　経済産業大臣の輸出の承認を要する貨物として、水銀等を追加する等所要の規定の整備を行うこととした。（別表第二関係）

三　施行期日

この政令は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。ただし、二の2の水銀等の追加関係の規定は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。

◇港則法施行令の一部を改正する政令（政令第二八五号）（国土交通省）

1　壬生川港の区域を変更することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、平成二七年八月一五日から施行することとした。

◇国民年金法施行令の一部を改正する政令（政令第二八六号）（厚生労働省）

1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二七年一〇月五日）から施行することとした。

政　令

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十九号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十七年八月三日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏

構造改革特別区域法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十号

構造改革特別区域法施行令の一部を改正する政令

内閣は、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の三第六項及び第十二項並びに第四十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（道路整備特別措置法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の特例に係る政令で定める基準等）

第五条　法第二十八条の三第五項に規定する利用料金（以下この条において「利用料金」という。）の上限に関する法第二十八条の三第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　公社管理道路（法第二十八条の三第一項に規定する公社管理道路をいう。以下この条において同じ。）のうち次号に規定するもの以外のものについての利用料金の上限を定めようとするときには、当該公社管理道路の利用料金徴収総額（利用料金の徴収期間において徴収することとなる利